

第79回

国有財産北陸地方審議会議事録

日時 令和6年5月23日（木）

9時30分～11時30分

場所 金沢新神田合同庁舎

8階特別会議室

北 陸 財 務 局

目 次

1. 開 会	-----	1
2. 委員紹介	-----	1
3. 北陸財務局長挨拶	-----	4
4. 会長選出	-----	6
5. 会長挨拶	-----	8
6. 会長代理の指名	-----	8
7. 付議基準の改正について（報告事項）	-----	9
・「国有財産北陸地方審議会の付議基準等について」の改正について		
8. 了解を求める事項審議	-----	12
・国有財産を金沢市へ売却する方向性について		
9. 報告事項審議	-----	27
《報告事項》		
（1）災害時における国有財産の活用について		
（2）国有財産の有効活用等の状況について		
（3）留保財産の現状について		
（4）新たな制度等について		
10. 閉会	-----	48

[開会 9時30分]

【1. 開会】

○長田管財総括第一課長

それでは、ただいまから第79回国有財産北陸地方審議会を開催します。

委員の皆様方には、昨年9月の委員改選に当たりまして快くお引受けいただき、また、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員改選後、初めての審議会となりますので本審議会の会長の選任を行っていただきますが、会長選任までの間、私が議事の進行を務めさせていただきます。

まず、会議の成立につきまして御報告させていただきます。

本審議会は、国有財産法施行令第6条の8第1項の規定に基づきまして、「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。」こととなっております。本審議会は12名で構成されており、本日は、オンラインで御参加いただきました委員の方も含め、委員12名中11名の方の御出席をいただいておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

【2. 委員紹介】

○長田管財総括第一課長

続きまして、本日出席されている委員の皆様を御紹介させていただきます。委員に御就任いただきました皆様は、お手元の名簿のとおりでございます。皆様再任となりますが、改めまして私から、本日御出席の委員の皆様を

名簿の順に御紹介させていただきます。

秋山眞一郎委員でございます。

○秋山委員

秋山でございます。

○長田管財総括第一課長

ウェブで御参加いただいております庵栄伸委員でございます。

○庵委員

庵でございます。

○長田管財総括第一課長

金井豊委員でございます。

○金井会長

金井でございます。

○長田管財総括第一課長

川崎寧史委員でございます。

○川崎委員

川崎でございます。

○長田管財総括第一課長

後藤ひろみ委員でございます。

○後藤委員

後藤でございます。

○長田管財総括第一課長

ウェブで御参加いただいております高橋ゆかり委員でございます。

○高橋委員

高橋でございます。

○長田管財総括第一課長

高松喜与志委員でございます。

○高松委員

高松でございます。

○長田管財総括第一課長

高見俊也委員でございます。

○高見委員

高見でございます。

○長田管財総括第一課長

富久尾佳枝委員でございます。

○富久尾委員

富久尾でございます。

○長田管財総括第一課長

ウェブで御参加いただいております三寺潤委員でございます。

○三寺委員

三寺でございます。

○長田管財総括第一課長

南眞次委員でございます。

○南委員

南でございます。

○長田管財総括第一課長

また、本日は御都合により欠席されておりますが、弁護士・弁理士の松田委員が就任されておりますので、御紹介申し上げます。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

北陸財務局長の金森でございます。

○金森北陸財務局長

金森でございます。

○長田管財総括第一課長

総務管理官の鈴木でございます。

○鈴木総務管理官

鈴木でございます。

○長田管財総括第一課長

管財部長の越渡でございます。

○越渡管財部長

越渡でございます。

【3. 北陸財務局長挨拶】

○長田管財総括第一課長

続きまして、審議会の開催に当たりまして、北陸財務局長の金森から御挨拶いたします。

○金森局長

では、第79回国有財産北陸地方審議会の開催に当たりまして一言御挨拶させていただきます。着席にて失礼させていただきます。

まずは、このたび令和6年能登半島地震により被災された皆様及び御関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに、皆様が一日でも早く平穏な生活に戻られることを心よりお祈り申し上げます。

後ほど説明させていただきますが、国有財産関係におきまして、被災者の方に公務員宿舎を提供するすとか国有地を提供するといったようなことに

加えまして、国有財産関係以外でも、地方自治体の窓口業務の支援のために職員を派遣したり、あるいは被災物資の運搬を手伝ったりと、我々としてもできる限りの支援をやってきたところです。

私もこの3月下旬ぐらいから何度か被災地のほうに伺わせていただきまして、いろんな方のお話を聞く機会をいただくことができました。その中で、まだまだ復旧・復興が進んでいないと言われる中ですが、やはり何回か行っておりますと少しずつ復旧が進んできているので、この流れが進んでいけばいいと心より思っているところです。

そうした中で財務局のほうも、いろいろ復旧の段階に応じて支援の内容は変わってきているのですが、引き続き、地方自治体の方々とよく連絡を取って御意見を伺いながら支援を続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、改めましてとなりますが、本日は御多用のところ本審議会に御出席、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、先ほど司会のほうからもありましたが、皆様方には、このたびの委員改選におきまして快く委員をお引受けいただきましたことを感謝申し上げたいと思います。また、日頃から、国有財産行政をはじめ財務局の行政に御理解、御協力を賜っておりますことを、この場を借りて重ねて御礼を申し上げます。

さて、今回付議させていただく事案は、金沢市平和町2丁目に所在する国有地を金沢市立病院の移転先として金沢市に売却することについて、あらかじめ御了解をいただくものとなります。この土地は平和町公園として、現在は金沢市に無償貸付を行っているものでありますが、将来的には市立病院の移転計画に合わせて金沢市が購入を要望しているものでございます。今回、委員の皆様には、金沢市への売却の方向で協議を進めていくことについて、

御意見をいただき御了解いただければというふうに思っております。

また、続きまして、令和6年能登半島地震の対応ですとか相続土地国庫帰属法の施行など、国有財産を取り巻く環境について御報告させていただければというふうに思っております。詳しくは、管財部長から後ほど御説明申し上げますが、国民共有の財産であります国有財産の管理処分を適正に行う観点から、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただき御審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○長田管財総括第一課長

ここで報道関係者の皆様には御退出いただきたくと存じます。

なお、本審議会の結果につきましては、後ほど事務局より対応させていただきますので、御了承願います。

[報道関係者退室]

【4. 会長選出】

○長田管財総括第一課長

それでは、議事を始めさせていただきます。

初めに、審議会会長の互選でございます。

国有財産法施行令第6条の5第1項の規定におきまして、地方審議会の会長を「委員の互選により選任する。」こととされております。

会長の選任につきまして御意見がございましたらお願いいたします。

○高松委員

はい。

○長田管財総括第一課長

高松委員、お願いします。

○高松委員

僭越ではございますが、私は金井委員が北陸経済連合会の会長など、多方面で活躍されている実績もありますので、金井委員を会長に推薦したいと思っております。

○長田管財総括第一課長

高松委員、ありがとうございました。

ただいま、高松委員から金井委員を会長に推薦する旨の御提案がございましたが、皆様、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○長田管財総括第一課長

ありがとうございます。

委員の皆様の御了承がございましたので、会長には金井委員に御就任いただくことが決定いたしました。

金井会長には会長席にお移りいただきたいと存じます。金井会長、よろしくをお願いいたします。

〔金井委員、会長席に着席〕

○長田管財総括第一課長

それでは、金井会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。

なお、この後の議事進行は金井会長に進めていただきます。

それでは、金井会長、よろしくをお願いいたします。

【5. 会長挨拶】

○金井会長

ただいま、皆様方の御推挙によりまして会長に就任いたしました金井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様方には、活発な御議論をいただきまして本審議会の運営に御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、今後の議事進行は私が務めさせていただきます。

【6. 会長代理の指名】

○金井会長

まず、審議会会長代理の指名であります。

国有財産法施行令第6条の5第3項では、「地方審議会の会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」こととなっております。

私から審議会会長代理を指名させていただきます。審議会会長代理には、北陸経済連合会の副会長、また、石川県経営者協会の会長と多方面で御活躍をいただいております、高松委員にお願いをしたいと思います。

高松委員、よろしく願いいたします。

○高松委員

ただいま金井会長から御指名をいただきました、会長代理を務めさせていただきます高松です。よろしく願いいたします。

○金井会長

ありがとうございます。それでは、早速ですが議事に入らせていただきます

す。

【7. 付議基準の改正について（報告事項）】

「国有財産北陸地方審議会の付議基準等について」の改正について

○金井会長

まず、事務局から、国有財産北陸地方審議会の付議基準等についての改正についての説明があります。事務局、よろしくお願いいたします。

○越渡管財部長

管財部長の越渡でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

私から、本日の議題の御説明をさせていただきます。

まずは、「国有財産北陸地方審議会の付議基準等について」の改正でございます。

本付議基準は、本年3月14日に改正をいたしておりまして、その報告になります。これは、この後に説明いたします了解を求める事項に係る改正でもありますので、まず、最初に御報告させていただきます。

御手元の資料を御覧いただけますでしょうか。

1ページめくりまして、ここからは主な改正内容を抜粋して新旧対照表として取りまとめております。その下のほうには改正理由を記載しております。

まず、第1の付議基準の改正につきまして御説明いたします。

改正箇所は、表の右側の2ポツということになります。今までは個別に付議する必要がある通達を(1)だとか(2)ということ限定列挙していました

が、財務省通達の「国有財産地方審議会の運営について」の中で、「個別の通達により付議することとなっているもの。」ということで、既に財務省通達において規定されていますので、重複しているということで、これを削除することいたしました。

こちらは、記載ぶりの変更ということなので、付議基準の内容自体に影響を与えるというようなものではございません。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

次は、第2の了解を求める事項、これが本題ということになりますが、下の改正理由にも記載されておりますとおり、今まで本付議基準について記載がなかったものでございます。平成18年3月2日に開催されました第64回の審議会、こちらで申合せ事項として取決めをしていたという経緯がございます。今般、改めて本付議基準に明文化を行うということでございます。

第2の了解を求める事項、1ポツと2ポツという形になってございます。

1ポツは、国有財産北陸地方審議会に諮問する条件は整っていないが、財務局長があらかじめ審議会の了解を求めておく必要があると認める事項。こちらは、例えばどういうケースを想定しているのかということですが、この後に御説明をいたします「国有財産を金沢市へ売却する方向性について」を想定しております。

具体的には、先ほど局長の挨拶で触れましたとおり、金沢市が金沢市立病院の移転候補地として国有地である平和町公園を検討しており、用地取得に向けた協議を進めていきたいという申出がございました。これは病院としての利用計画の具体的な内容というものがまだ定まっていないということなので、本来、本審議会に付議できるような段階には至っていないというところであります。ただ、付議できるような状態に整ってからだと、既に案件が動

いてしまっているということもあるので、事前に委員の皆様にご審議いただきまして、売却する方向で御了解をいただきたいと考えているものであります。本審議会において了解が得られれば、正式な協議を金沢市と開始させていただきます。付議の条件が整った段階で改めて付議事案として審議会に諮問させていただくというような予定とさせていただきたいということでございます。

次に、2ポツですが、国有財産北陸地方審議会から答申を受けた後、処分相手方の利用計画変更等の事情が生じて、財務局長があらかじめ審議会の了解を求める必要があると認める場合ということではありますが、こちらは、審議会において答申を受けたものの、相手方の事情で利用計画変更の必要が生じたというような場合には、変更内容につきましてあらかじめ委員の皆様にご了解をいただくというようなケースを想定しております。

こちらの2つを、新たに了解を求める事項という形で新設をさせていただきました。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

最後に、第3の報告事項についてでございますが、こちらにも実は内容に影響を与えるものではございません。変わった点は、「個別の通達により報告することとなっているもの」という文言が入ったということが新たに変わったということなのですが、これは、この後御説明させていただきます「国有財産の有効活用等の状況について」だとか、あるいはその「留保財産の現状等について」などのような審議会に報告する事項というものが、財務省通達に個別に規定されております。こういった個別の通達に報告することになっているものは、次回以降の審議会において報告するものとするというふうに包括的に明文化しておき、説明責任を担保するというところでございます。

以上が付議基準の改正内容ということでございます。

それから、このほかにも項目順序等の変更だとか字句の修正というものも行っております。こちらにつきましては、お手元にA3の用紙で新旧対照表にして全文を記載した資料を御用意させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

付議基準等の改正の説明は以上となります。

○金井会長

ありがとうございます。

それでは、本件につきまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、次の議事に移ります。

【8. 了解を求める事項審議】

了解を求める事項 国有財産を金沢市へ売却する方向性について

○金井会長

次の議事は、了解を求める事項であります。了解を求める事項として、「国有財産を金沢市へ売却する方向性について」であります。本件も事務局から説明をお願いいたします。

○越渡管財部長

それでは、了解を求める事項について御説明をさせていただきます。

これから御説明いたします財産は、令和4年6月の第77回審議会におきまして利用方針を定めました留保財産がございますが、そこからほど近い場所がございます平和町公園で、現在、無償貸付中の国有地になります。

先ほども触れましたが、貸付相手方である金沢市から、本地の周辺にある金沢市立病院の移転候補地として用地取得に向けた協議を進めていきたいという御相談があったということでございます。

新しい病院に係る利用計画などの具体的な内容というものが、まだ詳細に定まっていないということなので本審議会に本来付議できる段階には至っておりませんが、売却の方向での処理を念頭に今後、協議を進めていくことの是非について、委員の皆様にご審議いただきまして方向性を定めていきたいと考えているところでございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

右下のほうに赤い丸で表示しておりますのが、平和町公園、今回の対象地となります。本財産はJR金沢駅の南約4.7kmに位置しております。そのすぐ左側の青い丸が現在の金沢市立病院になります。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

次に、対象財産を拡大して表示しております。赤枠と赤字で表示しているものが対象財産になります。本財産は、北陸鉄道バスの平和町停留所の南東約100mに位置しております。周辺は、見ていただくと県営住宅だとか国家公務員宿舎あるいは市立病院、あと自衛隊の金沢駐屯地、金沢大学の附属小中高など、あるいは私ども留保財産が所在しています。青枠と青字で現在の金沢市立病院を示しています。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

こちらは、空中から見た写真になります。2007年に撮影されました国土地理院の直近のものになります。

では、次のページを御覧いただけますでしょうか。

こちらは、先ほどのスライドの対象財産を拡大したのものになります。

それでは、次のページを御覧いただけますでしょうか。

続きまして、本財産の概要は資料に記載のとおりでございます。所在地、区分・数量、用途地域等は記載のとおりでございます。

それでは、次のページを御覧いただけますでしょうか。

財産の沿革ですが、戦時中に旧陸軍が使用しておりまして、戦後の昭和20年11月に旧軍財産として引受けをしたということで、その後、昭和31年4月から金沢市からの申請を受けまして、平和町公園の用に供するということが無償貸付契約を締結しております。貸付期間5年間として、5年ごとに契約を更新しております。一番直近では昨年2月に更新を行って現在に至っております。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

次に、金沢市が市立病院に関連してこれまで検討されてきた過程について、公表されている資料ベースですが、御説明をさせていただきたいと思っております。後に出てまいりますスライドにおきましても各項目についてももう少し詳しく説明いたしますので、本スライドは全体の流れをお示ししています。

まずは、平成30年8月から令和2年1月にかけて「市立病院の今後のあり方検討会」が全5回にわたって行われたということでありまして。これは、市立病院が老朽化してきていることもあって、現状を踏まえた今後の在り方を、有識者、医療関係者、市民代表、このような方々で検討する会だったということでありまして。

この検討会での議論を経て、令和2年2月に、同検討会座長から「市立病院の今後のあり方に関する提言書」が金沢市長に提出され、その中には、再整備を視野に検討すべきとの提言があったということでありまして。その提言を受けて、令和5年6月から本年2月までの間に「市立病院再整備基本構想

検討委員会」が開催されて様々な検討が行われてきたということでありま
す。この検討委員会に並行して金沢市は移転候補地をずっと検討をされてい
たというわけなのですが、結果、基本構想策定に当たって平和町公園を市立
病院の移転候補地としたいということで、当局は金沢市から相談を受けてき
たという経緯がございます。

こうした経過を経て、本年3月に金沢市として「市立病院再整備基本構
想」を策定、公表されております。この構想において平和町公園を病院の移
転候補地とする旨が明示されました。

本来でありますと、市が具体的な病院の整備計画を策定して、これを添付
した上で、市が当局に取得要望書を提出しまして、当局としてはその内容を
審査して、適当と認められるのであれば、それを審議会に付議し、その処理
の適否について答申を受けて手続を進めていくのが、本筋だということでご
ざいます。

ただ、本事案は、地域の拠点施設である病院の移転に関するものであると
いうことで、地域に及ぼす影響が大きいということと、現在、無償貸付中の
公園敷地を新たに病院敷地として利用するものであるということ、また、金
沢市において整備計画の策定に当たっては移転先の選定が必須であったた
め、あらかじめ売却の方向性を定めた上で今後の手続を進めようというもの
でございます。

こうした点も考慮いたしまして、本日の審議会でも方向性を議論いただきま
して、御了解をいただければ、今後、市が具体的な整備計画に着手し、整備
計画ができれば改めて審議会に諮問させていただきまして、その答申を受け
て処理を進めていくというような、2段階を踏んで手続を進めていきたいと
考えております。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

参考といたしまして、現在の市立病院の概要は資料に記載のとおりになります。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

現在の金沢市立病院を空中から見た写真がこちらになります。真ん中の大きい部分が病院本体の敷地で、あとは北側に駐車場として使用されている箇所がございます。

それでは、次のページを御覧いただけますでしょうか。

さきに触れました「市立病院の今後のあり方に関する提言書」の概要につきまして御説明をさせていただきます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

まずは、提言を行うに至った背景ですが、スライドにありますのは提言書より抜粋・要約したものになります。

現在の金沢市立病院は、平成元年に建設されたということなので30年余り経過していて、特に設備が老朽化している状況になっているということ、それから少子・高齢化の急激な進展だとか、度重なる診療報酬の引下げということで、病院経営は大変厳しい状況になっているということなので、このために、老朽化した施設の整備方針と併せて、地域医療の変化だとか、この先訪れる急激な人口減少社会を見据えて、今後の市立病院をどうすべきかについて、その存在意義や在り方について検討して市立病院の今後の方向性を示すということにしたものが、提言のあった背景になります。

それでは、次のページを御覧いただけますでしょうか。

提言における「市立病院の再整備に関する検討会意見」について御説明します。

市立病院はこれまでに、市民の生命と健康を守るために、地域のニーズを反映して信頼される質の高い医療サービスを提供してきたということであり、また、市民の安全安心を担保するため、不採算の政策医療である感染症医療だとか、災害医療を公立病院の責務として果たされてもおられたということでもあります。

こうしたことを受けて、検討会としては、引き続き、市の南部地区とか南部近郊地区、これは金沢市内を流れる犀川から南側でJR北陸本線から山側の部分のことを指しますが、こうしたエリアの急性期病院として公的な役割を果たすためにも再整備と、これはいわゆる建て替えを視野に検討すべきという意見でまとまったということでございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

続きまして、提言における「今後の建設計画」について御説明させていただきます。

まずは①の建設予定地でございますが、現在の平和町の敷地内、これは現病院の敷地内のことですが、現在地で建て替えを行おうとすれば、高さ制限15mということによって3階ないしは4階建てになってしまいます。現病院敷地は飛び地となっている駐車場敷地を除いて約11,580平米となりますが、もしここで建て替えを行おうとする場合は、入院患者などもある現病院敷地、建物をそのまま使用しながらになってしまいます。そうすると新しい建物を建設できる面積というものが非常に限られてしまいます。

したがって、次期病院の建て替えでは、適正規模を考慮した上で、市の南部や南部近郊地区において新たな適地、いわゆる移転を検討する必要がありますとなっております。

それから次に、下段、②の建設スケジュールですが、候補地が決まれば基

本構想に着手していくことが可能になって、その後、基本計画や実施設計を経て建設工事に取りかかり、基本構想よりおおむね10年以内の完成を目指していくということが適当というふうにされておりまして、候補地を決めた上でその後の手続を進めるべきとされております。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

続きまして、「市立病院再整備基本構想」の内容について御説明いたします。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

ここからは、本年3月に取りまとめられました「市立病院再整備基本構想」で示された新病院整備の概要について御説明させていただきます。

まずは、(1)新病院の規模ですが、これは、病床数は現状維持の306床程度を想定というふうになってございますけれども、具体的な規模を含めて、今後策定する基本計画において検討するということでもあります。

次に、(2)の新病院の経営形態ですが、これは現時点で経営形態の見直しは行わずに、引き続き地方公営企業法の全部適用を継続するというふうにされておりまして、市が責任を持って病院事業を継続するということとなります。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

続きまして、先ほどのページからの続きですが、(3)の新病院の移転候補地です。これは現病院と立地条件が同等である平和町公園を移転候補地としたとあります。現敷地と比較して狭小となりますが、平和町公園の敷地が、整形地で効率的な建物配置が可能であり、基本計画において必要な医療機能を検討するとされております。さらに新病院の機能強化につきまして、必要に応じて現敷地の一部活用だとか周辺用地の取得についても検討するという

ことになっております。

(4)の整備予定スケジュールですが、これは内容をより具体化した基本計画を経て、そこから基本設計、実施設計後に建設工事を行うというような一般的な公立病院建て替えの手順を踏んでいくとされています。本年度は基本計画を策定するというところでございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

それでは、これらを受けて平和町公園の処理の方向性について御説明をさせていただきますと思います。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

本件に関する処理の方向性でございますが、まずはスライド上部の囲みにありますとおり、金沢市は、国有地である本地、平和町公園敷地の購入を御希望されています。これは四、五十年後に病院を再建て替えすることを想定しており、再度、現敷地へ移転することが可能になるということを購入を希望する理由にされております。

括弧書きにございますように、仮に購入が難しいということであれば、金沢市としては、平和町公園の用途として本財産の無償貸付契約は、ずっと継続したいという御意向でございます。そうすると、無償貸付契約というのは文字どおり無償なので、国の税外収入の確保に貢献できないこととなります。

こうしたことから、国の財政事情が大変厳しい中での税外収入確保の観点などを踏まえますと、下向き矢印の下の囲み部分にございますように、平和町公園敷地は市立病院敷地の建て替え用地とすることを想定して、処理については定期借地ではなくて売払いによる方向で処理を進めていくことが適当であるというふうに財務局としては考えているということであります。

先にも申しましたように、金沢市においては、候補地が決まってから病院としての具体的な利用計画をこれから決めていくことになっております。金沢市へ売払い処理をすることの妥当性を審議会で諮問するに当たっては、本来、利用計画も踏まえて審査する必要があるので、現時点では本来の諮問には至らないという形になります。

ただ、平和町公園敷地を移転候補地として、市が必要とするその計画だとか設計の進めるに当たっては、本審議会において事前了解を得ることが適当と考えられますことから、本日の審議会で御議論いただきたいということでございます。

それから、※1にありますとおり、平和町公園は、重要土地等調査法を踏まえて、防衛省及び内閣府への事前の意見照会を行う予定になってございます。ですので、本審議会での了解が得られますれば、この進め方という形になります。この重要土地等調査法関係の手続につきましては新しい制度でございますので、後ほど報告事項において詳しく御説明をさせていただきます。

それから、一番下の※2にありますとおり、病院敷地として金沢市へ本地を売り払うことは、予算決算及び会計令第99条21号、いわゆる公共随契の要件なのですが、これには適合する見込みであります。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

最後に、今後の予定について御説明をさせていただきます。

次のスライドを御覧いただけますでしょうか。

こちらは、今後の予定に関しまして、こういったステップを踏んでいくのかということを表しております。

まずは一番上のステップ1、本日、本審議会におきまして処理の方向性に

ついて御了解をいただいた場合には、金沢駐屯地近辺の土地でございますので、重要土地等調査法に基づき防衛省及び内閣府へ事前の意見照会を行います。本審議会で了解を得られれば、手続を進めていくこととなります。

防衛省、内閣府から処理について異論がなかったといった場合には、その次のステップ2ということで、市において市立病院整備のプラン確定、具体的には基本計画を策定していくこととなります。

そして、次のステップ3ですが、ステップ2の成果を受けて具体的な計画を添付した取得要望書が当局に提出されるということになり、これを受けて改めて審議会に付議し、処理方針について答申をいただくこととなります。

さらに、ステップ4で、ステップ3の審議会で売却が適当という答申をいただいた場合になりますが、その場合には平和町公園としての無償貸付契約を解除し、同日付で今度は市立病院の敷地としてこの土地の売買契約を締結するということとなります。

最後のステップ5で、市が病院を建設して供用を開始していくということになります。

以上が国有財産を金沢市へ売却する方向性についての御説明となります。

○金井会長

ありがとうございます。

それでは、本件につきまして御意見、御質問をお願いいたします。

○秋山委員

最後に御説明いただいた今後の予定のところですが、ステップ1からステップ4のところまでの具体的な時期はどのように想定されているでしょうか。

○越渡管財部長

スライドの14に戻っていただけますでしょうか。

14 ページですが、ここで②で建設スケジュールというのがございます。こちらを見ていくと、「基本構想より概ね10年以内の完成を目指していくことが適当」、それから令和6年度は基本計画を策定するとなっているので、そういうスパンで想定しているということとなります。それ以上の詳細は、市がどのようなスピード感でやっていくかということにもよるので、現時点ではこれくらいのタイムスパンでしか私どもとしてはお示しができないということでございます。

○金井会長

そのほかお願いいたします。

○川崎委員

私の専門の建築から御意見を申し上げます。

この移転ですけれども、移転先の平和町公園では、多少敷地面積は減りますが、道路側に面した敷地が増えますので、高度規制の25mのところは恐らく増えるだろうと思います。そうすると現在の15mから25mに増えるので、2層から3層分上増しできるのだろうなと思います。恐らく延べ床面積が少なくなるということよりも、むしろ増えるかもしれないなと思いました。

もう一つは、市立病院を運営しながらそのまま改築等をするとう病院利用者とかスタッフに迷惑がかかると。振動とか騒音とかで入院患者もおられると思いますので、そこは新しい土地を取得されて工事されて、それまでは市民病院は今までどおりに運営できるというメリットがあると思います。

あと、実際に新しい建物ができたときに、この距離から言うと移転が楽だと思います。設備や患者さんのことを考えると、近接して向かい合っています。

すので、恐らく移転はスムーズだろうなというふうに思います。

もう一つ、整形地のほうが、この現在の市立病院は縦・横長比率が極端で移動距離が長いということもあり、恐らく使いづらいので、整形したよさがあると思います。

最後に、新しい病院に移った後、現市立病院は駐車場としても利用できるということも考えられるので、これは意見ですけれども、この移転計画に関しては、合理的なメリットがいくつか評価できそうだなというのが私の意見でございます。

○金井会長

ありがとうございます。

そのほか何かございませんか。

では、ちょっと。私が言うのも変かもしれませんが、最初にこの審議会への付議基準って御説明ありましたよね。それは御説明いただいたのですが、この了解を求める事項について今審議するわけですが、その判断基準みたいなものって決まっているのですか。どんな観点から判断するとか、どういうものについては認めるとか認めないとか、そういう基準というのは何かありますか。

○越渡管財部長

申し訳ございません。そういう了解を求める事項で判断基準というものは設定していないので、裁量の中でご判断いただくということになります。

先ほど川崎先生からもおっしゃっていただいたような必要性だとか、あるいは許容性という面で見ると、地域の拠点として、生命を預かるような施設なので、そういうことに対して我々が応えていくことについては必要性があるのではないかとということがございます。

それから、許容性ですが、今ある公園をどうするのですかみたいなことにもなってきます。実はこの公園は、避難所としても使われている公園なので、なくなってしまうたら困るではないかということがございます。それについても市では、建て替えした後に現敷地を例えば公園にして、そこを避難所にするようなことも考えているとも聞いております。そういう点でも許容性は認められるというふう考えておりますので、財務局として、金沢市に売却することについての方向性については、妥当であると考えておりますので、今回、了解を求める事項として、審議会に上げさせていただいたということでございます。

○高見委員

今、説明のあったとおり、市の南部地域の急性期医療を担うという病院でここに移るというのは、よくいい土地があったなというふうに思っている次第であります。

ちょっと気になったのは、防衛省及び内閣府への事前の意見照会を行うということですが、駐屯地は現状手狭ということはないのでしょうか。

○越渡管財部長

そういう意見があると、防衛省、自衛隊のほうから私どもに手狭なので、取得したいなどの要望が上がってまいります。現時点では手狭だというような御意見というのは頂戴してはございません。

ただ、あの中敷地にある建物が非常に老朽化している部分というのがあるということなので、逐次その建て替えを進めていきたいという声は伺っております。そういうものは具体的な予算がついて、必要が認められれば建て替えを実施していくということになりますが、敷地について特段御要望は伺

ってはありません。

○高見委員

そうですか。実現するかどうか分からないですけども、もしかしたら広げたいという意向があるのかなと思ったものですから聞いてみました。

○金井会長

そのほか何か御意見、御質問ございませんか。

○後藤委員

説明の中でほかにも用地取得の検討をしているとおっしゃっていたと記憶していますが、それはこの金沢市の病院の再整備基本構想検討委員会において具体的になっているお話なのでしょうか。といいますのは、例えば接道があつて、信号があつて、そこにショッピングセンターがありますので、そういうところを具体的に検討しているのかと思いました。

もう一つ、能登の地震があつた後なので、私は福井からですけども、北陸全体、地震の危険性というのは高まっていると思うんですけども、おおむね10年の建て替え期間中に災害があつた場合の避難というのはどのようにお考えかと思いました。

○越渡管財部長

その辺は基本構想というものを今度市が策定していくということで、最後のステップという手続の流れの一番最後の資料を御覧いただきますと、21ページでございますが、ここのステップ2ということで市立病院整備のプラン確定において市が実施するという形になってございます。まず本年度は、市において基本計画をつくることになってございまして、市において、震災も踏まえたような接道条件なり、あるいは救急搬送をどういうふうにすると効率的なのかだとか、建て替え期間中の対応など、そういうことは検討した上

で実際の整備にこぎ着けていくというふうに考えております。

私どもは、都市計画にまで申し上げられるような立場にはございませんが、今後の審議会で実際にどういう形になったかということは、御報告できるようにヒアリングをしてみたいと考えてございます。

○金井会長

そのほか御意見、御質問等ございませんか。

○川崎委員

事務局の御説明で、現在の市立病院が移った後には代替の公園等とされるということを伺いました。今ここで議論すべきではないですけど、この敷地を見ますと縦横比率が極端で、かつ周辺に戸建て住宅がございまして、三方に囲まれています。もしかしたら住民としては避難公園としては受け入れられるかもしれませんが、通常の公園としてはもしかしたらクレームが来る可能性もあるような敷地かなとちょっと思いました。これは私の感想です。

○越渡管財部長

今おっしゃっていただいた御意見も含めまして、今日いただいた御意見につきましては、市にはきちんと伝えていきたいと思っております。

○金井会長

そのほか御意見、御質問ございませんか。

ないようですので、それでは方向性を決めないといけないですが、事務局から提案のありましたとおり、19 ページですね、この本地は売払いの方法により処理するものとして手続を進めていくものとする。この方向性についてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う発言あり〕

○金井会長

ありがとうございます。皆さん御了解をいただきましたので、この方向性で進めていただきたいと思います。

○越渡管財部長

ありがとうございます。

○金井会長

それでは、この審議の結果につきましては、北陸財務局長に対しまして書面にて交付することといたします。

【9. 報告事項審議】

報告事項（1）災害時における国有財産の活用について

○金井会長

それでは、次の報告事項に移ります。

事務局より報告事項が4点ございますので、一括して御説明をお願いいたします。

○越渡管財部長

御説明をさせていただきます。

先ほどの市立病院を公園にする計画ですが、都市計画審議会に付議しなければならないということもありまして、市としましても今後、整備計画を策定するものと思われまますので、現時点で公園として整備することが決まっているということではありませんので、念のため申し添えます。

○川崎委員

分かりました。理解いたしました。

○越渡管財部長

それでは、災害時における国有財産の活用につきまして、令和6年1月の能登半島地震後に当局が行った対応を御説明いたします。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

こちらは、どういう被害状況があったのかということは、北陸に住む者としては御承知のことかと思いますので、これは割愛をさせていただきます。

次のページを御覧いただきまして、資料のイメージ図を御覧いただけますでしょうか。

地震発生後に被災された多くの方が避難所とか、あるいは旅館とかホテルに避難された後に応急的な住まいに避難されていらっしゃるけれども、この応急的な住まいとして国家公務員宿舎も提供しているということがございます。

北陸財務局では、被災者のための応急的な住まいとして、石川県に対して国家公務員宿舎105戸を無償で使用許可をしました。県に対して使用許可をしたのですが、これを県が被災者に貸すという形で、賃貸借という転貸みたいな形で提供していくという形になっています。直接被災者に直貸しできるというような規定がないので、こういう形の対応を取らせていただいています。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

ほかにも、輪島市では、被災した小学校の児童を受け入れるための仮設校舎だとか、応急仮設住宅の敷地として、市に無償貸付けしている国有地が活用されております。

このほか、今度は右側の写真になりますけれども、能登町の災害ごみ仮置場として町に無償貸付けしております国有地、これが活用されているというような形になってございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

災害時に国有財産の無償貸付け等を行う根拠条文は、国有財産法で規定されてございます。災害時の普通財産の無償貸付けにつきましては、法 22 条で、それから行政財産の無償貸付けについては、法 19 条で規定されております。

それでは、次のページを御覧いただけますでしょうか。

被災された方々が元の平穏な生活を取り戻すために政府として対応すべき施策というものをパッケージという形で取りまとめております。この中で国家公務員宿舎も応急的な住まいとして確保することが明記されているということで、当局としても、国有財産の活用によって地域の復興・復旧を引き続き後押ししたいということでございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

災害発生時に速やかに対応するためには、平常時の備えというものが重要だというふうに考えてございます。当局では、災害発生時の無償貸付け等を円滑に行うために、平常時から国有財産リストというものを整備してあります。何かあればすぐ貸付けできるようにリストを提示するということで、地方公共団体への定期的な情報提供をこれまでも実施しているということでもあります。

それから、管内には、津波避難ビルのように、津波がきても高いところに逃げられるということで、高さのある建物、庁舎、宿舎を指定して、何かあればここに避難してくださいという形で周知しています。

災害発生時に必要な対応を行うということで、引き続き、こういった平常時の備えを意識する必要があるというふうに考えておるところでございます。災害対応は以上になります。

報告事項（２）国有財産の有効活用等の状況について

次の報告事項２ということで国有財産の有効活用等の状況について、これについて御説明ということでございますが、まず次のページを御覧いただけますでしょうか。

最初に、庁舎等使用調整計画でございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

３ページですが、庁舎等使用調整計画ですが、国有財産監査等において認められた余剰スペースだとか、官署の移転等が行われて空きスペースが出たというような場合に有効活用を図るということで、省庁間の調整を行うというものでございます。

財務省通達において、調整実績があった場合は報告することとなっておりますので、本審議会において報告させていただきます。

それでは、次のページを御覧いただけますでしょうか。

まず、案件１ということで、金沢駅西合同庁舎の１０条調整でございます。

この駅西合庁は平成３年９月に建てられたものなのですが、こういった調整をしたのかということですが、令和４年に私ども北陸財務局として国有財産監査を実施いたしました。これは、有効に使われてるのかということを実地に行って監査することなので、その結果、入居しております金沢税務署で余剰スペースが認められたということでございます。それが資料のところでも▲約４４８平米となっておりますけれども、これだけの余剰スペースがあったということでございます。

一方で、石川労働局では狭隘化が生じていたということなので、こちらは付近に民間ビルを借り上げています。それから自衛隊の石川地方協力本部、こちらにも市内に民間ビルを借り上げて、入居しています。こうした状況を踏まえて、空いている余剰スペースがあるのであれば、そちらに狭隘化しているところだとか民間借り上げしているところを入居させて、全体的な財政負担を軽減するため使用調整をしたということでございます。

調整の完了時期というものは、令和10年度中として計画を進めているという形になります。まずそれが第1号案件ということでございます。

それでは、次のページを御覧いただけますでしょうか。

引き続き、案件2ですが、これは七尾市と穴水町に所在する合庁に対して実施した10条調整でございますが、本件は令和6年能登半島地震からの復旧・復興事業を行うための庁舎需要に即応して調整を行ったということでございます。

令和6年能登半島地震からの復旧・復興を迅速に進めるために、実は各省で能登にオフィスを設置したいという要望がございました。4月1日から国の直轄事業の実施拠点として、国交省からは、北陸地方整備局で能登復興事務所という機構を整備すると、59人規模の機構をつくりたいという要望が、それと農水省のほうからは、北陸農政局で災害復旧現地事務所という機構をつくりたいという要望がありました。こういう新組織をどこの建物に入居をさせるか、震災で、能登の建物というのは、これから復旧・復興でいろいろなところから入りたいという需要がある中で、どのように調整するのかということございましたけれども、七尾市所在の七尾地方合庁、こちらは平成28年に農政局の七尾支所というものが退去されていたということなので空きスペースがありました。それから七尾西湊合庁、こちらは令和3年度に私ど

もの当局監査において余剰スペースがあることを確認していました。そこで国交省の能登復興事務所、こちらをこれらの2つの合庁に部門ごとに分かれて入居させるといった10条調整を実施したというところでもあります。

それから、それでも59人の規模の機構をこの2つの庁舎では全部入居させるというのは困難だったということなので、市が所有している建物を借り受けて対応するというような調整もしております。

それから今度、グリーンのほうの農政局ですけれども、穴水町所在の穴水地方合同庁舎に平成21年まで七尾統計・情報センターという農政局の施設がありました、こちら行政改革で退去したということでございます。そこで空きスペースが生じておりましたので、その空きスペースの一部をこの復興・復旧事務所に割り当てる調整を実施したという形になります。

10条調整に係る説明は以上でございます。

それでは、次のページを御覧いただけますでしょうか。

続きまして、行政財産の有効活用の推進についての御説明でございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

令和元年に、財政制度等審議会という財務省の審議会でございますが、こちらの国有財産分科会というところで使用許可制度や活用可能な財産の情報を積極的に発信することで国有財産の一層の有効活用を図り、さらなる収益確保につながるよう行政財産の最適利用を進めるべきだという答申があったということでもあります。これによって脱炭素社会の実現だとか、デジタル改革だとか地域活性化といった政策を後押しするというところで、全国の財務局で行政財産の有効活用に係る取組をするという形になりました。

当局でも、左上にありますように金沢市だとか福井市内にあります合同宿舍、国家公務員宿舍、こちらにおいて5G基地局として使用許可していると

か、右下のほうにありますけれども、福井春山合同庁舎、こちらでシェアサイクルポートの設置に係る使用許可を行っています。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

今後、新たな用途での有効活用だとか情報発信の強化にさらに取り組んでいくことにしております。

情報発信の強化に関しましては、主な動きといたしましては、全国の庁舎の空きスペース、これは庁舎の空いている事務室といったような大きなものということではなくて、例えば入口ロビーの壁際の一角だとか、あるいは敷地内にあるようなデッドスペースといったような使われていないスペースの有無を調査をし、それらを公表して民間事業者の活用要望とマッチングさせるということを財務省、財務局が担っていくということを考えております。

行政財産の有効活用の推進に係る説明は以上となります。

報告事項（3）留保財産の現状について

それでは、報告事項3でございますが、留保財産の進捗状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

最初に、石川県金沢市平和町1丁目に所在する留保財産の進捗状況でございますが、次のページを御覧いただきまして、こちらでは留保財産の経緯を記載しております。

皆様御承知のとおりということなので説明は割愛をさせていただきまして、次のページを御覧いただきましてと位置図、案内図でございますが、こちらでも皆様御承知のとおりということですので説明は割愛させていただきます。

だきまして、次のページを御覧いただけますでしょうか。

それでは、現状といたしまして、利用方針を策定した令和4年6月以降の状況につきまして御説明をさせていただきます。

令和4年10月に、利用方針に基づいて賃貸住宅と社会福祉施設の整備、一般定借による50年間の貸付けを条件として二段階一般競争入札の公示を行ったところでございます。入札公示の際に報道発表をして、県内の不動産業者だとか、私どもでやっておりますPPP/PFI地域プラットフォームというような場で参加事業者などにも周知をして、こういうのをやっていますよということは申し上げております。それから、受付期間中の令和5年1月には、国有地売却の入札公示の新聞広告と併せて企画提案募集中の周知など、広く周知に取り組んできたということでございます。しかしながら、結局、昨年3月の受付期限までには申込みがなかったと、結果、入札不調になってしまったということであります。

そこで、4月以降は、早急に不調要因を把握するために事業者とヒアリングを行って要因分析の準備を進めていたと。実際にヒアリングをやっていたわけなのですが、結果、どうなってしまったのかということなのですが、現状、本年1月の能登半島地震発生に伴いまして、まず私どもとして何をすべきなのかということなのですが、まず定借じゃないでしょうかと、まずは震災対応を最優先としてこういう空きスペースというものを震災の需要として使っていただくということが適切であろうということで、まず活用可能な財産リストとして地公体に情報提供差し上げたというところでございます。これは現在も継続しています。

その後の動きですが、本年4月には、事業者から震災の影響など追加ヒアリングも行っております。不調要因の取りまとめと今後の対応について検討

を行ってございます。詳細は次ページ以降で説明させていただきます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

それでは、ヒアリングにより把握した不調要因について御説明をさせていただきますと思います。

ヒアリング対象先につきましては、事業者目線から令和3年9月に実施したサウンディング調査の対象の方々とか、建設、不動産の事業者の方々とか、福祉施設の方々、地元関係者の方々にヒアリングをさせていただきました御意見を頂戴したということでございます。

下の表ですが、いただいた御意見を財産特性だとか条件面だとか環境面というような3点に分けて整理をしております。

1点目として財産の特性ですが、いただいた意見は、住居系用途地域であることや敷地規模からすると、社福単体だけだとちょっと過大だと。一方で社福だけだと採算ベースがつかないのではほかの施設も組み合わせて整備しようとする、今度、若干敷地面積が不足になるというような御意見がございました。事業者サイドから提案が制約されるというような意見が聞かれております。それからあとは、幹線道路からちょっと奥まったところに位置してございます。また、バスの停留所から離れているということから、商品特性がちょっと劣るのではないかとというような御意見があったということでございます。

それと、2点目の条件面についてですが、定期借地でさらに期間50年というのはちょっと長過ぎるとの御意見がございました。それから、期間中の契約見直しとかが、不可となっているということなので、提案時の計画について、情勢に応じた見直しができない、また、入札時の貸付料が、非公表だと事業者サイドから見ると、なかなか収支計画が作成しづらいということだ

とか、あとは企画提案型の入札だと受注が不透明なので経費を投じてまで参加しづらいという御意見も頂戴したということでございます。

3点目の環境面ですが、これは折からの建築費等の高騰の中で賃貸住宅だとか社会福祉施設による定期借地というのは、これはなかなか難しいねと。それから社会福祉施設を整備しても、今の状況だと介護職員のような運営における人手確保というのが難しい状況になっているという御意見も頂戴したというところでございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

続きまして、不調要因以外にも新たな情勢変化がございますので、先ほど説明いたしました4月の追加ヒアリング、その結果を御説明させていただきたいと思えます。

まず1つ目として、1月に発生した能登半島地震による影響でございます。金沢市内などの賃貸住宅や社会福祉施設においては、被災者受入れの需要増があったと、みなし仮設ということでかなり需給がタイトになっているということがございます。そういう被災者受入れの需要増だとか、あと今後、復旧・復興事業による需要増などが、これは需要増要因ということにはなるのですが、ただ、これはいずれも当面の需要増で、これは将来的には継続するものではないので、ある程度一服すると、ちょっとその見通しが不明なところがあるというようなことを伺っております。

それから2つ目として、令和6年度から施行される制度の影響ということなのですが、建築業における時間外労働の上限規制だとか、社福においては、介護報酬というのが、改定されて上向いたという形にはなっております。事業者によって様々な影響があるというふうに聞いてございます。これがどの程度影響があるのか、これらの状況変化も注視していく必要があると

ということになります。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

このような状況下で今後の対応をどうするかということですが、今ほど御説明させていただきました不調要因だとか、新たな情勢変化を踏まえて、今後の対応ですけれども、現状認識といたしましては、財産の立地条件等にこれは制約があるという中で、条件面や環境面の課題に加えて、震災の影響などから先行きを見通すことが困難な状況になっているということでございます。

このような状況から、今後の対応につきましては、当面は震災の影響、建築費等高騰の状況を注視しつつ、震災対応のニーズにまずは備えるということとをさせていただきたいということと、一方で短期の暫定活用も視野に入れつつ、時機を見極めながら適切な時期に処理方針を検討していくことを考えているということとであります。今後の方針が決定いたしましたら、改めて委員の皆様へ御報告をさせていただくというような運びにしたいと考えております。

以上が石川県金沢市平和町の案件でございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

次は福井市田原下町に所在する留保財産の進捗状況でございます。

次のページを御覧いただきまして、本ページでも経緯を書いておりますが、このページと次のページはよく委員の皆様御承知かと思っておりますので、こちらは割愛をさせていただきまして、次のページに移りますが、利用方針策定後の状況について御説明をいたします。

令和4年12月に開催いたしました78回審議会、こちらで利用方針を策定し、また、二段階一般競争入札に付すことと、入札の審査委員の方々の人選

について決定をしたというところでございます。その後、福井市との協議を経まして、昨年8月、開発条件を策定いたしまして、10月には第1回の審査委員会を開催して、委員の皆様には入札案内書案とか、企画提案書審査基準案の確認を行っていただいたというところでございます。それをもって本年1月9日に二段階一般競争入札の公示を予定して、準備作業を進めておったというところでございます。

ただ、これも能登半島地震の発生を受けて、予定していた二段階一般競争入札の公示は取りやめたところでございます。まずそういう売払いだとか定借ということではなく、少しでも余剰スペースとか空き地があるのであれば、例えば瓦礫置場だとか、物流の中継拠点として使っていただくというようなことも想定されたので、留保財産だから特別扱いではなくて、全部、自治体には活用できる国有地という形で情報提供をさせていただいたというところでございます。ですので、本財産につきましては、災害における活用可能な財産として情報提供しておりますので、引き続き、震災での活用について石川県とか福井県とか、あるいはそれ以外の関係団体とも情報交換しながら、状況を見極めて入札の実施時期とかスケジューリングは計画していきたいと考えてございます。今後の計画が決定いたしましたら、また改めて委員の皆様にご報告させていただきたいと思っております。

以上が福井案件の御説明という形になります。

報告事項（4）新たな制度等について

それから次に、報告事項4ということで、新たな制度等について2点ほど御説明をさせていただきます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

まず、相続土地国庫帰属制度、こちらについて御説明いたします。

次のページを御覧いただきますと、そもそも相続土地国庫帰属制度とはどのような由来でできたのかですが、土地利用ニーズの低下によって、土地を相続したけれども、それを手放したい、自分は東京に出てしまったが、相続をきっかけに田舎の土地を望まずに取得してしまって、それを何とかしたいというような所有者の負担感というものが増しているような状況で、そういうところがどんどんどんどん草ぼうぼうで荒れ放題になって土地管理の不全化を招いているという形になっております。

そういう状況の中で、相続だとか遺贈で取得してしまったような不動産、マイナスの負動産というふうによく言われますけれども、そういう土地を手放して国庫に帰属させることができるような制度ということで、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律というものが昨年4月27日に施行されているところでございます。これによって、一定程度なのですが、将来的に土地が所有者不明化して管理不全化してしまうということを予防することが制度上可能になります。

この法律は法務省が所管省庁になります。国への引受けの承認というものをを行うのですが、引受けの承認を行った後のその管理・処分は誰がやるのかというと私ども財務局が行います。農用地、森林は農水省がやりますが、それ以外の土地は財務局が管理・処分を行うこととなります。

次のページを御覧いただきまして、こういう制度ができたわけなのですが、ただ一方で、土地の管理コストを全部が全部国へ転嫁されてしまうような、モラルハザードが発生するおそれというものを考慮して、承認には一定の要件を設定しておりまして、法務大臣が要件を審査するという形に

なっております。例えばその具体的な要件としましては、建物があるような土地というものはそれを壊さないと処分できないので、建物が存する土地は駄目ですよとか、土壌汚染がある土地なんていうのはそれは困りますよと、あるいは崖がある土地で通常の管理に当たり過分の費用または労力を要するようなものというものはそれは受け入れかねますよというような、却下要件だとか不承認要件というものは設定させていただいているという形になります。

次のページを御覧いただきまして、次に、相続土地国庫帰属制度によって土地を帰属させる場合には、審査手数料のほか、申請人において10年分の土地管理費用相当額の負担金を納付していただくという形になっております。宅地の場合の負担金は、用途地域が指定されている市街地は、面積に応じて算定されますが、市街地以外の宅地は、面積にかかわらず一律20万円という形になっております。

次のページを御覧いただきまして、最後に、相続土地国庫帰属制度に係る財務局の事務手続を簡単に御説明いたします。財務局は、法務省、法務局、地方法務局からの調査協力依頼を受けて、承認申請の書面審査と、法務局から求められたら実地調査には同行をすることとなっております。それによってスピーディに審査していくという形になっております。それで承認、却下または不承認の意見表明を法務局に行うこととなります。

承認決定された土地につきましては、申請人からの負担金納付が行われたということを確認されて初めて国庫に帰属されることとなります。

実は、この制度をスタートしてから第1号案件というものが昨年9月下旬にございました。それがどこだったのかというと、この北陸管内の富山県で発生したと、それが第1号案件だったということで、そういうニーズという

のは北陸の中でも相当あるのではないかとということでございます。

以上が相続土地国庫帰属制度の御説明ということでございます。

最後の報告案件でございますが、重要土地等調査法に伴う国有財産行政の対応ということでございます。

先ほど、了解を求める事項の平和町公園の案件でも若干言及させていただきましたが、まず次のページを御覧いただけますでしょうか。

これはそもそも制度の趣旨というか由来なのですが、国境離島や防衛関係施設の周辺における土地の所有とか利用をめぐって、かねてから安全保障上の懸念が示されていたと、外国人が買うだとかいうようなことが目立っていて大丈夫なのですかというようなことを言われていたということです。

そのような状況の中で、令和2年に、安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用管理等の在り方について検討し所要の措置を講ずるとということが閣議決定されました。令和3年に重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、いわゆる重要土地等調査法というものが公布されたということでございます。

この法律なのですが、重要施設、要は防衛関係施設等なのですが、これと国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止するというのが目的です。法律の対象となる注視区域というものは、重要施設である防衛関係施設だとか、海上保安庁の施設だとか、原子力関係施設といった生活関連施設というものの敷地周辺のおおむね1,000mの範囲内、それと国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、これは個別で指定されまして、その中でも特に重要な施設等は特別注視区域という形で指定されます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

次に、区域指定の告示がなされた場合に内閣府はいろんな対応します。調査とか利用規制とか国による買取りというふうなことを書いてございますけれども、内閣府は、注視区域、特別注視区域内の土地等を利用して機能阻害行為というものが行われるということ、それを防止するというために、それらの土地等の利用状況、まず左側のところに調査をできるという形になっていると、その調査の結果で重要施設や国境離島等の機能を阻害するような利用がされているといった場合は、今度、右側の利用規制という形で利用中止の勧告だとか命令を行うということになります。

真ん中の囲みにある、特別注視区域内にある土地等に関する所有権等の移転または設定をする契約を締結する場合は、契約の当事者に事前の届出を求めていくこととなります。

それでは、次のページを御覧いただけますでしょうか。

この制度で北陸管内の指定状況ってどんなもんなのですかということですが、昨年7月に告示された注視区域と特別注視区域の指定一覧の抜粋を入れております。北陸管内ですと、例えば先ほど言及しました金沢駐屯地だとか、小松基地などが指定されています。そのうち小松基地などは、特に重要な施設として、特別注視区域に指定されています。先月には富山駐屯地だとか志賀原発などが指定されておるということでございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

事例の一つとしまして、指定のあった金沢駐屯地の区域図がこちらになります。

真ん中の正方形みたいな形のものが、これが駐屯地の敷地ですが、これにおおむね1,000mの範囲に沿って外側の青い線で囲まれた区域が注視区域であります。先ほど了解を求める事項でもご説明しましたが、駐屯地の周辺に

青い四角と丸で示しているところが平和町公園と留保財産で、どちらもこの1,000mの範囲にありますので、処分していこうということになると、この重要土地等調査法に基づく手続が必要になってくるという形になります。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

最後に、注視区域の指定があった場合の国有財産管理・処分の手続でございしますが、区域指定の告示があった場合に、まず財務局においては、その注視区域内における国有財産の有無を調査することになっております。区域内に未利用国有地等があった場合は、該当する重要施設の所管省庁である防衛省やその法律の所管省庁である内閣府に対して意見照会を行います。

意見照会の結果でAパターン、Bパターン、Cパターンと3分類に分かれる形になりますが、Aパターンというのは、うちでぜひ使いたいと、所管省庁で所管換を受けたいといった場合はAパターンになります。Bパターンは売却等に慎重な判断が必要、それからCパターンでいうと、これ通常の管理・処分を行うことに懸念は少ない財産ということなので、これは財務局の裁量に任せますよというような3つのパターンに分類されて、分類結果は財務局に通知されます。その場合は、それぞれの財産の管理・処分方針を財務局において判断していくことになります。

以上が重要土地等調査法に伴う国有財産行政の対応についてということで、報告事項は以上となります。

○金井会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告事項に関連しまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。御意見、御質問等ございませんか。

○三寺委員

御報告ありがとうございます。報告事項（２）の７ページですが、行政財産の有効活用に係る新たな取組について２つ質問をさせていただきます。

柔軟な活用が増えて大変よい、評価される取組みだと思います。伺いたいのは、１つ目、まず地域貢献に資するものであるとか脱炭素につながるものなどということですが、使用許可のプロセスはどのようになっているかというところをまず１点教えてほしいということと、２点目としては、無償なのか有償なのか、収益を少しでも生むような仕組みになっているのかを教えてくださいと助かります。よろしくお願いいたします。

○越渡管財部長

使用許可の制度概要なのですが、これは国有財産法の１８条第６項で、国以外の者に、行政財産をその用途または目的を妨げない限度において、行政処分として使用または収益の許可をすることになっております。原則、公募によって相手方を選定し、許可期間は最長５年以内で１回に限り更新可能という立てつけになっております。

個々の事案における適用に当たりましては、当該財産の用途とか性質あるいはその目的を踏まえて、個々の事案に即して個別に判断する必要がありますが、例えば、災害時の応急的な対応に資する場合だとか、地域の課題の解決だとか周辺住民の利便に資するような場合は、これ許可しようという形になってございます。

それから最後に、一番重要なことだと思うのですが、有料か無料なのかということですが、私どももやはり財政貢献という立場から、特別な場合を除いて使用料は頂戴するという形で対応させていただいているということでございます。

○三寺委員

ありがとうございます。

○金井会長

そのほか何かございますか。

○後藤委員

何度か前の審議会でもお話が出ていたと思いますが、重要土地調査法における国有財産に関することですが、水源地などは考えなくてもいいのかという意見が随分前に出ていたかと思います。今ちょうど岐阜県のほうで、とあるところの工事で水が出たせいでほかの水源の水が枯れたとかいう話があると、例えば別の国から水源を買い付けてどんどん飲料水として海外に輸出するなんていうのが特に北陸地域なんかで起こったらどうなるのだろうなということを懸念いたします。そういうことに関しては対策など何かあるのでしょうか。

○金森局長

今回の重要土地等調査法はあくまで安保目的でこういう制限をかけるという法律でございまして、私も詳しくないのですが、水源等に関しては森林法ですとか、あるいは上下水道法ですとか、または別のところでその対策が取られてると聞いています。

○越渡管財部長

地方公共団体において、水資源保全条例により権利移転等の届出が必要とされる地域を定めておりまして、そのような土地につきましては、私ども財務省の通達で、当分の間、売却せずに保有し、適切に保全・管理を行うことという形になってございます。現在、北陸財務局では、そのような財産はございませんが、仮に財産を取得しますと売却を行わずに、これを保全・管理を行うこととなります。

○後藤委員

承知いたしました。ありがとうございました。

○富久尾委員

行政財産の有効活用に係る新たな取組としていろいろ御報告いただきありがとうございました。石川県において5G基地局が平和宿舎で開設されていることはわかりましたが、それ以外現在県内ではどのような取組をされているのでしょうか。

○越渡管財部長

私どももできるだけそのニーズを把握するなどして、周知をしておるところです。全国の財務局でいうと、例えば電気自動車向けのカーポート、充電施設として実績があるのですが、例えば新神田合庁でそれをやろうとすると、地理的な条件などから、ここに充電スタンドをつけてもあまりニーズがないということなので、場所によってはなかなか厳しいという状況になります。よって、こういう活動、取組を進めていますということをホームページで周知することにより、できるだけ使ってもらえるような取組みをするということをこれからやっていきたいと考えてございます。

○富久尾委員

ありがとうございます。

例えば駅西の合庁で、ボックス型サテライトオフィスなどを設置するスペースがあればと、実際来庁者の目をひいてこういう新たな取組みをされていることが周知できていいのかなと思いました。以上です。

○越渡管財部長

ありがとうございます。

今後、まず私どもこの新神田合庁の空きスペースとか、あと逐次、駅西だ

ったり広坂だっりの合庁で空きスペースがあれば、ここは工事して使えませんかという、そういうPRを今後させていただきたいというふうに考えてございます。

○富久尾委員

ありがとうございます。

○金井会長

そのほか何かございますか。

○高見委員

平和町の留保財産ですが、今後の対応のところで「短期の暫定活用も視野に入れ」というふうに書いてありますけど、これ具体的にどんなことを想定してらっしゃるのでしょうか。

○越渡管財部長

暫定活用といった場合には、長期間活用させないということです。あくまで本来の目的である定期借地の要望が出てくれば、そちらを優先させなければいけないので、短期的にスポットで貸すというような想定です。ですの
で、例えばコインパーキングだとか、レンタル倉庫だとかそういう立派な建物を建築するのではなく、借地権を設定しない範囲において、暫定的に活用していただくことを想定しております。

○金井会長

そのほかございますか。

では、特にないようですので、以上をもちまして本日の議事は全て終了とさせていただきます。

【10. 閉 会】

○金井会長

最後に、局長、何か一言ございますか。

○金森局長

本日は御多用のところ御審議いただきまして、厚く御礼を申し上げます。先ほど委員の皆さんより御了解いただきました事項につきましては、皆様からいただいた御意見も踏まえまして金沢市との協議を進めてまいりたいと思います。

また、最近の国有財産行政について、いろいろ御説明させていただきましたが、先ほども話があったとおり、留保財産の入札が不調になったりですとか、あるいは国庫帰属の相続財産の話でありますように、小規模で管理・処分が非常に難しい案件というのが実は増えているといったようなところがあります。また、そうしたことに加えて、先ほど積極的な活用の話ですとか地震対応の話もあったとおり、今後いろいろ新たな行政需要にも応えていかなければいけないという状況にあるかと思っております。そうした中で、我々、国有財産の活用にあたっては、地域への貢献ということを第一に掲げ、国の機関として財政貢献でありますとか国民全体のために役立つかという視点を持ちながらやっていかなきゃいけないということで、ますます今後非常に難しい環境になっていくのではないかなというふうに思っているところです。

そうした中で、冒頭のところで、今回、付議事項の拡大の改正をさせていただいたところなのですけれども、こうした審議会場を通して皆様の貴重な御意見をいただくということが非常に大切になってくるというふうに思っております。ということですので、引き続き御指導、御鞭撻賜りますよう、

どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○金井会長

ありがとうございます。

それでは、これもちまして本日の審議会を終了いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

[閉会 11時30分]